

令和4年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、9月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表いたします。

【健全化判断比率】

単位：％

4 指 標	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和4年度	令和3年度		
実質赤字比率	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0	30.0
実質公債費比率	7.1	5.5	25.0	35.0
将来負担比率	41.2	45.0	350.0	

○実質赤字比率と連結実質赤字比率については、昨年度に引き続き、赤字額がないため算定されません。実質公債費比率については、大型公共投資事業にかかわる起債償還の開始などにより、昨年度に比べ1.6ポイント上昇しています。将来負担比率については、将来負担見込額に対する基金や公債費の交付税算入分などの将来収入見込額の増により、昨年度に比べ3.8ポイント減少となっています。いずれの指標についても、早期健全化基準や財政再生基準を下回っています。

【資金不足比率】

単位：％

公営企業会計名	資金不足比率		経営健全化基準	備 考
	令和4年度	令和3年度		
簡易水道事業	—	—	20.0	
病院事業	—	—	20.0	

○資金不足額がない会計については、「—」と表示する。

健全化判断比率とは・・・

- ①実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合
 - ②連結実質赤字比率：特別会計も含めた実質赤字額の標準財政規模に対する割合
 - ③実質公債費比率：一般会計等が負担する起債元利償還金等の標準財政規模に対する割合
 - ④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき負債額等の標準財政規模に対する割合
- この4つの指標で表され、それぞれの比率に応じて、「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階に区分されます。(注：将来負担比率は「財政再生」の基準はありません)

資金不足比率とは・・・

- ①資金不足比率：資金不足額（赤字相当額）の事業の規模に対する割合を公営企業会計ごとに表したものです。

簡易水道特別会計・国民健康保険病院特別会計の決算に基づき各会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。

〔標準財政規模：一般財源の標準的規模の値（標準税収入額+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額）〕